

○一関市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針

令和2年3月31日

告示第116号

改正 令和2年6月16日告示第210号

改正 令和6年3月29日告示第121号

(趣旨)

第1 この告示は、事業者が市内に再生可能エネルギー発電設備を設置するに当たり、一関市環境基本条例（平成18年一関市条例第79号）第11条及び第12条の規定に基づき、自然環境の適正な保全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に掲げる再生可能エネルギー発電設備のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項に掲げる事業用電気工作物であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第3条第4号の3の屋根設置太陽光発電設備を除くものをいう。
- (2) 対象設備 前号に掲げるもののうち、敷地面積が0.5ヘクタールを超えるものをいう。

(市の対応)

第3 市は、事業者が市内に対象設備を整備する際は、次に掲げる事項を事業者に求めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の策定に当たっては、市の自然環境及び歴史的景観の保全に十分に配慮すること。
- (2) 対象設備を整備しようとする地域の住民に対し、再生可能エネルギー発電事業計画の内容に関する説明会を開催するとともに、住民から意見を聴取し、適切に対応すること。
- (3) 市又は対象設備を整備しようとする地域との間で、環境の保全に係る協定を締結す

ること。

- 2 市長は、前項第1号に掲げる再生可能エネルギー発電事業計画及び同項第3号に掲げる環境の保全に係る協定について、事業者に対し、必要に応じて意見を述べ、又は是正を求めるものとする。

(補則)

- 第4 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和2年4月1日から施行する。